

毎週火、金曜日発行(但休日に準じ、  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可)  
TOKAI  
きは翌日)

# 鳥取県公報

## 告 示

鳥取県告示第二百九十七号

次の道路は昭和三十六年五月十九日からその公用を廃止した。

昭和三十六年五月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 目 次

- ◆告示 道路の公用廃止
- 土地立入通知の告示
- 建設業者の変更登録
- 土地改良区事業計画の縦覧
- 土地改良区の役員の退任及び就任
- 土地改良区の設立認可
- 被爆者一般疾病医療機関の指定

場

所

地目又は品目

面積又は数量

東伯郡関金町大字山口字流山

四四六八  
四七八八  
四七九

地先

道 路

四八、七坪

関係図面は土木部管理課に保管

鳥取県告示第二百九十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一  
条第一項ただし書の規定により、日本道路公団大阪支社  
長から土地立入の通知があつたので、同法同条第四項の  
規定により次のとおり告示する。

昭和三十六年五月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 起業者の名称 日本道路公団
- 二 事業の種類 大山道路新設工事
- 三 立ち入ろうとする土地の区  
域 西伯郡伯仙町尾高字門前から  
大山町大山字博勞座まで

四 立ち入ろうと 昭和三十六年五月八日から  
する期間 昭和三十七年三月三十一日まで

鳥取県告示第二百九十九号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条第一項  
の規定による変更届の提出があつたので、同条第二項に  
おいて準用する同法第八条第一項の規定により、次のと  
おり建設業者登録簿に、昭和三十六年五月十九日変更登  
録した。

昭和三十六年五月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号

名 称

営業所の所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録  
(ハ)第六四〇号

(有)松 本 組

日野郡日野町根雨

(新)松本 剛  
(旧)松本 政一

鳥取県告示第三百号

昭和三十六年一月二十五日付けで岩美郡国府町から申  
請のあつた土地改良事業計画については、審査の結果適  
当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九  
十五号）第九十六条の二第三項において準用する同法第  
八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十六年五月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書の写
- 二 縦覧期間  
昭和三十六年五月二十六日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
岩美郡国府町役場

鳥取県告示第三百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八  
条第十項の規定により、千代水土地改良区から次のよう

に役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条  
第十一項の規定により告示する。

昭和三十六年五月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

退任した役員の氏名及び住所

理事	太田 豊三	鳥取市晩稲
"	波当根嘉之	" 江津
"	石原 義雄	" "
"	森下友五郎	" 晩稲
"	河西 正治	" 南隈
"	松本 寿夫	" "
"	松本 義雄	" "
"	坂本条太郎	" 秋里
"	山形研太郎	" "
"	山本 幸雄	" "
"	川上繁三郎	" 安長
"	西垣 代治	" "
"	森本 茂信	" "

川上 貞藏	徳吉
山根 守政	徳吉
前田 恵	
山根八次郎	西品治
山田長次郎	
片山伝四郎	
田中 幸市	
山田 直徳	
山田 又市	田島
森田 音政	徳尾
清水 秀治	賀露町
就任した役員の名及び住所	
理事 太田 豊三	鳥取市晩稲
森下友五郎	
松本 義雄	南隈
田村 政信	
石田 光義	
坂本条太郎	秋里

山形研太郎	
山本 幸雄	
川上繁三郎	安長
森本 茂信	
徳田 吉久	
川上 貞藏	
天川 潔	徳吉
天川 勇吉	
奥田 賢治	岩吉
波当根嘉之	江津
石原 義雄	
森田 音政	徳尾
岸田 鉄治	新品治町
田村 幸市	西品治
片山伝四郎	
山田長次郎	
山田 直徳	
山根八次郎	

昭和三十六年三月三十一日通常総代会において総選挙の結果当選し四月八日就任、任期二年。

鳥取県告示第三百二号

昭和三十六年三月十五日付けで鳥取市越路小林律治ほか十四人の者から申請のあつた鳥取市越路土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十六年五月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

(二) 定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十六年五月二十六日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

鳥取県告示第三百三号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関として、昭和三十五年九月一日次の病院を指定した。

昭和三十六年五月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	指定に係る診療科名
岡山大学医学部 附属病院三朝分	東伯郡三朝町山田	内科、外科、産婦人科、理学診療科